

議案第63号

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部改正に伴い、受給資格等に係る確認書類を見直すとともに、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年北名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「特定教育・保育の提供を求められた場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。